

# 大和市公共施設等総合管理計画

(素案)

平成29年3月策定

令和4年3月改訂

## はじめに

大和市は、鉄道をはじめとする高い交通利便性に恵まれていることもあり、東京都心や横浜のベッドタウンとして急速に都市が成長してきました。特に昭和 30 年代後半から昭和 50 年代にかけての高度成長期における人口増加は著しく、市制施行当時の昭和 34(1959)年に僅か 4 万人程度であった人口は、平成 4(1992)年に 20 万人を超え、現在の 24 万人へと変貌を遂げました。

この間、市民の安全と安心、便利で快適な都市空間を確保するため、まちの成長に合わせて学校や学習センターをはじめとする各公共建築物のほか、道路や公園、下水道などのインフラ施設についても、着実に整備を進めてまいりました。また、施設ごとに長寿命化計画を策定するなど、適切な維持管理に向けた取組も並行して実施してきたところです。

一方で、これらの公共建築物及びインフラ施設（以下、「公共施設等」という。）の多くは高度成長期に集中的に整備してきたことから、今後、老朽化に伴う修繕や更新が必要になってきます。また、将来的に想定されている人口減少や、少子高齢化が進展する中では、生産年齢人口の減少も同時に進むと見込まれ、経済規模の縮小、税収等の低下などにより、施設の更新や維持管理のための費用を確保していくのが困難になることも考えられます。

このため今後は、これまで以上に中長期的な視座により、将来的な市民ニーズや財政状況などを見極めたうえで、本市にとって必要な公共施設等について、効率的かつ効果的な管理手法を講じ、しっかりと確保していくことが重要となります。

こうしたことを踏まえ、本市においては、平成 28 年度に、今後 10 年における本市施設の更新や維持管理に向けた方向性をまとめた「大和市公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、より具体的な方策や手法を定めた各施設の長寿命化計画等に基づき、予防保全の取り組みを加速させてきました。

そのようななか、令和 3 年 1 月に、国から、各施設の長寿命化計画等を踏まえた本計画の見直しについて要請があったため、平成 28 年度に策定した当初の計画について、要請内容を踏まえた情報の追加や時点修正などを行い、計画の一部改訂を行ったものです。

## 目 次

<b>I. 公共施設等総合管理計画とは</b>	
1. 計画策定の背景・目的	… 3
2. 計画の位置づけ	… 4
3. 計画期間	… 4
4. 計画の対象範囲	… 4
<b>II. 公共施設等の現状及び将来の見通し</b>	
1. 公共施設等の現状と課題	… 5
2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し	…12
3. 公共施設等の更新や維持管理等に要する中長期的な経費の見込、財政の見通し	…15
<b>III. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</b>	
1. 現状や課題に関する基本認識、公共施設等の管理に関する基本的な考え方	…19
2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策、フォローアップの実施方針	…21
<b>IV. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針</b>	
1. 公共建築物	…22
2. 道路（橋りょうを除く）	…23
3. 橋りょう	…25
4. 下水道	…26
5. 準用河川	…29
6. 公園	…30
<b>➡. 用語解説</b>	…32

# I. 公共施設等総合管理計画とは

## 1. 計画策定の背景・目的

### (1) 背景

平成 25 年 11 月、国は、日本全体の 800 兆円に及ぶインフラストックの高齢化に的確に対応しつつ、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性などを示した、「インフラ長寿命化基本計画\*」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進していくための体制を整えました。このインフラ長寿命化基本計画では、計画の方向性を推進するものとして、各自治体が行動計画(公共施設等総合管理計画)を策定し、備えることが想定されています。

本市においては、現在も人口増加が継続しているものの、少子高齢化は確実に進展しています。また、将来的な人口減少が避けられない見通しの中で、公共建築物や道路など社会基盤の老朽化への対応については、他の多くの自治体と同様、避けて通ることができない大きな課題となっています。

### (2) 目的

現在、大和市では「健康都市」の取組を進めています。これは、健康こそ日々の活動の基本であるという点を、市政運営において取り入れたもので、「人」、「まち」、「社会」の3つの領域を健康にしていくことにより、市民生活を高めようとするものです。人々の暮らしを支える市内公共施設等の維持管理及び保全を確実に進め、貴重な財産を有用かつ長期的に使用することは、「健康都市やまと」の実現に向けて不可欠な要素と言えます。

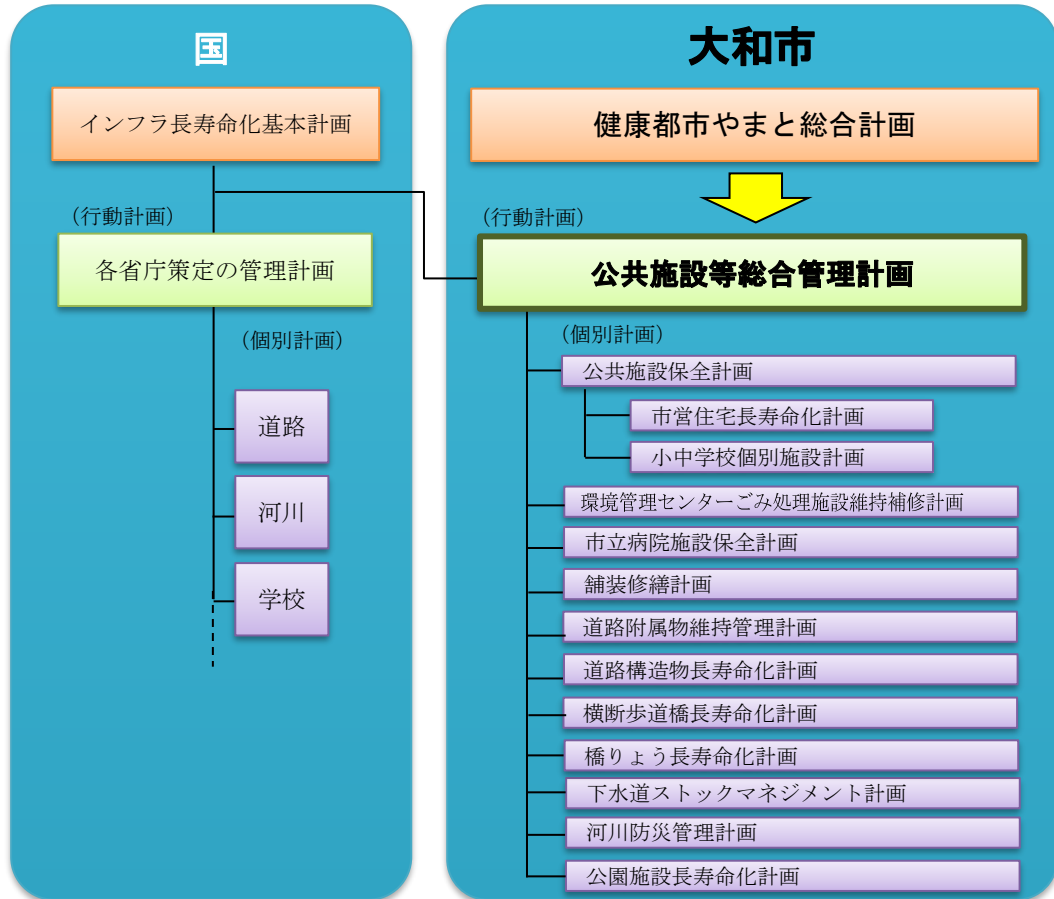
そのため、今後の人口減少や超高齢社会をしっかりと見据えながら、市が保有する施設について包括的に捉え、これまで以上に中長期的な視点を持って戦略的な維持管理を行うことが肝要であり、将来にわたって必要となる行政サービスを確実に提供するとともに、財政的負担の縮減及び平準化を図るべく、本計画を策定するものです。



健康都市 やまと

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、健康都市やまと総合計画における「健康な行政経営」の実現に向けた分野別計画とします。また、平成26年4月22日付の総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により策定要請のあった、「公共施設等総合管理計画」として位置づけます。国が平成25年11月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」の地方版行動計画に相当するものとなります。



## 3. 計画期間

- ・平成28年度～令和7年度とします。

## 4. 計画の対象範囲

- ・本計画の対象は、令和3年4月1日時点で本市が所有する行政系施設や学校教育施設等の公共建築物、下水道や道路等のインフラ施設などとなります。

公共施設等	
公共建築物	行政系施設、学校教育施設、子育て支援施設、市民文化施設、社会教育施設、スポーツ・レクリエーション施設、医療・福祉施設、公営住宅、公園（建物のみ）など
インフラ施設	道路（舗装、道路附属物等）、橋りょう、下水道（水質管理センター含む）、準用河川など
公園	都市公園（総合公園、近隣公園など）、その他公園等（大規模緑地など）

## Ⅱ. 公共施設等の現状及び将来の見通し

### 1. 公共施設等の現状と課題

(1) 大和市が保有する主な公共施設等の状況

①公共建築物の保有状況

(ア) 公共建築物

- ・令和3年4月1日時点で本市が保有する公共建築物は、132施設、283棟です。
- ・施設分類ごとに棟数、延床面積を比較すると、どちらも学校教育施設の割合が高くなっています。
- ・また、施設整備から30年以上が経過している棟数は、約7割となっています。

表1 施設分類別の施設数と延床面積

施設分類	具体的な施設	施設数	棟数	延床面積 (㎡)
行政系施設	庁舎・分庁舎等	5	8	26,793.14
	消防署等	23	28	9,140.25
学校教育施設	小学校	19	99	119,154.12
	中学校	9	43	83,556.11
	その他(学校給食共同調理場など)	5	5	6,338.94
子育て支援施設	保育所	4	4	2,957.65
	児童館(単独館)	2	2	345.26
	その他(病児保育室など)	3	3	221.34
市民文化施設	コミュニティセンター	20	20	10,934.77
	その他(大和市郷土民家園など)	4	5	1,088.18
社会教育施設	学習センター、 文化創造拠点シリウスなど	4	4	30,329.67
スポーツ・ レクリエーション施設	大和スポーツセンターなど	12	14	17,392.10
医療・福祉施設	市立病院	1	2	27,110.98
	その他(地域医療センターなど)	5	6	14,013.71
公営住宅		6	20	39,037.75
公園(建物のみ)		7	14	14,053.83
その他	環境管理センター、防災倉庫など	3	6	24,445.1
合計		132	283	426,912.90

表2 施設分類別の施設数と延床面積の割合

施設分類	棟数 (棟)	割合(%)	延床面積 (㎡)	割合(%)
行政系施設	36	12.7	35,933.39	8.4
学校教育施設	147	51.9	209,049.17	49.0
子育て支援施設	9	3.2	3,524.25	0.8
市民文化施設	25	8.8	12,022.95	2.8
社会教育施設	4	1.4	30,329.67	7.1
スポーツ・レクリエーション施設	14	4.9	1,7392.1	4.1
医療・福祉施設	8	2.8	41,124.69	9.6
公営住宅	20	7.1	39,037.75	9.1
公園（建物のみ）	14	4.9	14,053.83	3.3
その他	6	2.1	24,445.10	5.7
合計	283	100	426,912.90	100

表3 公共建築物の年度別の整備状況（延床面積）

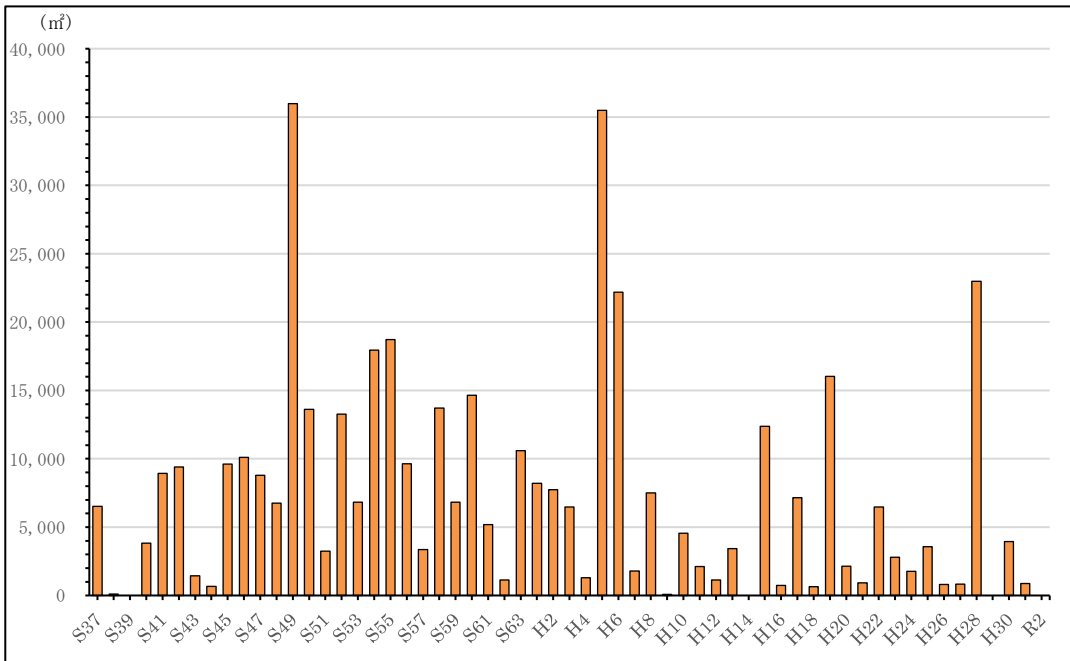


表4 公共建築物の整備後経過年数と棟数・延床面積の割合

施設分類	棟数 (棟)	割合(%)	延床面積 (㎡)	割合(%)
1年以上 30年未満	88	31.1	163,650.40	38.3
30年以上 50年未満	165	58.3	212,684.69	49.8
50年以上	30	10.6	50,577.81	11.8

②インフラ施設の保有状況

(ア)道路（舗装、道路附属物※、道路構造物※等）

- ・令和3年4月1日時点で本市が管理する道路は、総延長約582kmです。そのうち認定道路は、3,629本、総延長約563km、舗装率は約89%となっています。
- ・また、道路に関連する施設として、道路附属物（照明灯等1,946基、横断歩道橋4箇所など）や道路構造物（大型カルバート1箇所など）があります。

表5 道路の路線数等

	路線数(路線)	延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)
幹線道路	44	57,197.04	57,197.04	100
その他道路	3,547	495,923.88	432,496.1	88.53
独立専用自歩道	38	9,870.47	—	—
計	3,629	562,991.39	489,693.14	88.53%※

※舗装率の算出にあたっては、独立専用自歩道は除いています。

(イ)橋りょう

- ・本市が管理する橋りょう及び横断歩道橋は、令和3年4月1日時点で89橋あり、総延長は約1.9キロメートルです。
- ・また、整備後30年以上経過している橋数は、8割を超えています。

表6 橋りょうの数量等

	橋数(橋)	整備延長(m)
橋りょう	89	1921.7

表7 橋りょうの年度別の整備延長

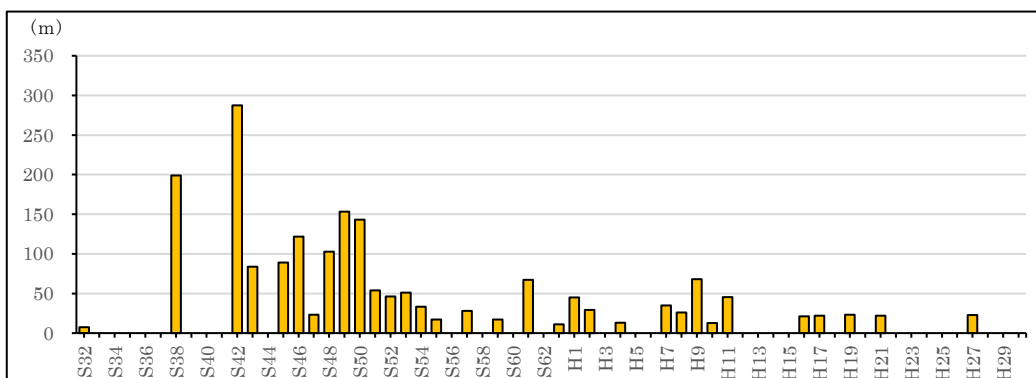


表8 橋りょうの整備後経過年数の割合

	橋数(橋)	割合(%)	整備延長(m)	割合(%)
1年以上30年未満	13	14.6	310.8	16.2
30年以上50年未満	42	47.2	822.1	42.8
50年以上	34	38.2	788.8	41.0



(ウ) 下水道（管きよ）

- ・本市が保有する下水道(管きよ)は、令和3年4月1日時点で、整備延長717 kmです。
- ・整備後30年以上が経過している管きよは、約6割となっています。

表9 下水道管の年度別の整備延長

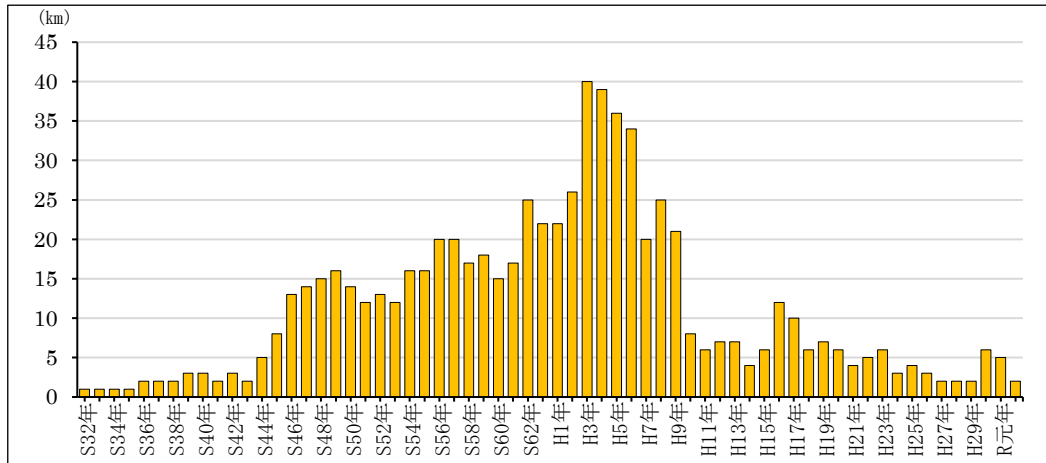


表10 下水道(管きよ)の整備後経過年数の割合

	整備延長 (km)	割合 (%)
1年以上 30年未満	298	41.6
30年以上 50年未満	370	51.6
50年以上	49	6.8

(エ) 下水道（水質管理センター）

- ・本市の水質管理センターは、北部浄化センター、中部浄化センター、中部浄化センター分場(市の南部地区の汚水を中部浄化センターへ圧送する施設)があり、施設の概要は次の通りです。
- ・中部浄化センターは昭和44年4月、北部浄化センターは昭和63年12月、中部浄化センター分場は平成3年8月に、それぞれ供用を開始しています。

表11 水質管理センターの施設概要

施設	形式等	処理能力等	数量	延床面積
中部浄化センター	活性汚泥法	59,000 m <sup>3</sup>	1箇所	7118.16 m <sup>2</sup>
北部浄化センター		44,000 m <sup>3</sup>	1箇所	2424.32 m <sup>2</sup>
中部浄化センター分場	—	—	1箇所	

## Ⅱ. 公共施設等の現状及び将来の見通し

### (オ) 準用河川

- ・本市が管理する準用河川は、引地川の県道丸子中山茅ヶ崎線より上流 4.46 km です。
- ・昭和 50 年 11 月に準用河川の指定を受けて以降、市が管理を行っており、降雨対策として河川改修を実施しています。(護岸整備は昭和 50 年以前に行われており、詳細な年度は不明)

### ③公園の保有状況

- ・本市が保有する公園は、令和 3 年 4 月 1 日時点で 289 箇所、約 166ha です。内訳をみると、総合公園や街区公園などの「都市公園※」が 244 箇所、約 82ha、緑地などの「その他公園等」が 45 箇所、約 84ha となっています。
- ・遊具等を備える都市公園について、整備後 30 年以上経過している施設数は約 6 割となっています。

表 1 2 都市公園の状況

種別	箇所数	面積	
		ha	m <sup>2</sup>
総合公園	2	27.75	277,488.29
近隣公園	5	7.79	77,933.09
街区公園	231	30.55	305,495.70
都市緑地	5	15.09	150,918.55
都市林	1	0.71	7,107.48
計	244	81.89	818,943.11

表 1 3 都市公園の年度別の整備面積

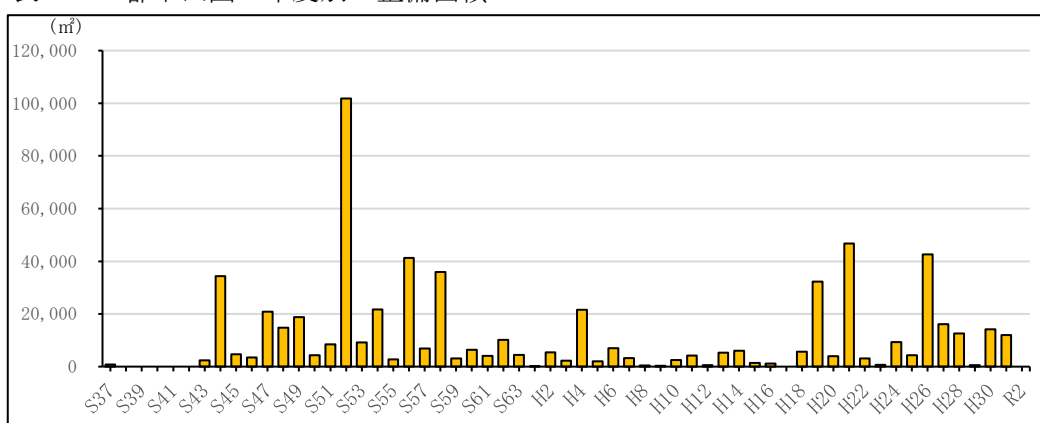


表 1 4 都市公園の整備後経過年数の割合

	公園 (箇所)	割合 (%)	面積 (m <sup>2</sup> )	割合 (%)
1 年以上～30 年未満	93	38.1	359,291.8	43.9
30 年以上 50 年未満	122	50.0	343,384.21	41.9
50 年以上	17	7.0	48,580.52	5.9

※整備年度が不明な都市公園があるため、合計が 100% になりません。

(2) 現状や課題に関する基本的な認識

- ・昭和 34 年の市制施行時に 4 万人程度であった本市の人口は、現在、24 万人を上回っています。この間、人口増加に対応しながら良質な市民生活の環境を確保すべく、公共建築物のほか、道路や下水道といったインフラ施設の整備を進めてきました。
- ・特に人口増加の著しかった昭和 30 年代後半から平成初期にかけては、集中的に整備を行ってきたこともあり、市が保有する施設は築 30 年以上を経過したものが多くを占めています。

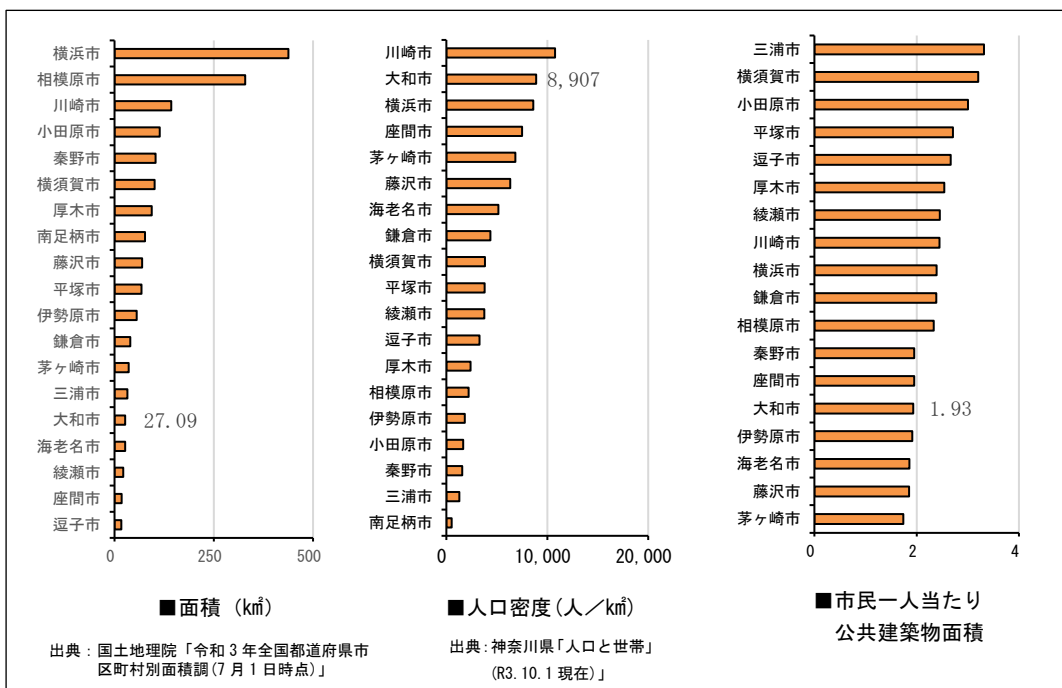
表 1 5 大和市の保有する主な公共施設等の概要 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

施設の種類	総量	整備からの経過期間			
		30 年未満	30 年以上 50 年未満	50 年以上	
公共建築物	132 施設 283 棟	30.9%	58.6%	10.5%	
インフラ施設	道路(認定道路)	約 563 km	—	—	—
	橋りょう	89 橋	14.6%	47.2%	38.2%
	下水道	約 717 km	41.6%	51.6%	6.8%
	準用河川	4.46km	—	—	—
公園施設 ( )内は都市公園のみ	289 箇所 (244 箇所)	— (38.1%)	— (50.0%)	— (7.0%)	

※都市公園は整備年度が不明な施設があるため、合計が 100% になりません。

- ・また、大和市は交通の利便性が高いことなどを背景に都市化が進み、神奈川県内でも 2 番目に人口密度が高くなっています。コンパクトな市域であることが、効率的な公共施設の配置に寄与していると捉えられます。

表 1 6 市域の面積等の都市間比較



(3) これまでに実施した対策の実績

- ・本計画の策定後（平成 28 年度以降）、各個別施設計画に基づき、施設の長寿命化対策等を進めています。

表 1 7 対策の事例

	事例 1	事例 2
実施内容	市立小学校の大規模改修	ごみ焼却施設の延命化工事
実施期間	平成 29 年度～令和 2 年度	令和元年度～令和 5 年度
費用	1,399 百万円（概算）	5,915 百万円（概算）
効果	大規模改修の実施により、建て替えまでの期間を 15 年程度延伸	延命化工事により、ごみ焼却施設の供用年数を 15 年延長

(4) 施設保有量の推移

- ・本計画策定後（平成 28 年度）から令和 2 年度末までの公共建築物の保有量の推移は、旧青少年センターや、旧生涯学習センターなどを解体した一方、市民ニーズ等を踏まえ、駅周辺における公共施設や新たな防災倉庫を整備しており、結果として、延床面積で約 22,200 m<sup>2</sup>の増加となっています。

(5) 有形固定資産減価償却率の推移

- ・有形固定資産減価償却率は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合のことです。資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指標化することにより、その資産の経年の程度を把握することができるとされており、割合が高いほど老朽化が進んでいることとなります。

①一般会計

- ・本市の一般会計における令和元年の有形固定資産減価償却率は 59.0%となっています。神奈川県内自治体の平均は 58.9%であることから、本市の公共施設等の老朽化の進み具合は平均的な水準にあります。

②企業会計

- ・病院会計における令和元年の有形固定資産減価償却率は 71.0%となっています。類似病院の平均は 56.4%となっており、平均を上回っています。
- ・下水道の企業会計は令和 2 年度からスタートしており、今後、有形固定資産減価償却率を算出し、把握を行っていきます。

## 2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し

(1) 長期的な見通し（国立社会保障・人口問題研究所が発表している「日本の地域別将来推計人口\*（平成30(2018)年推計）」）

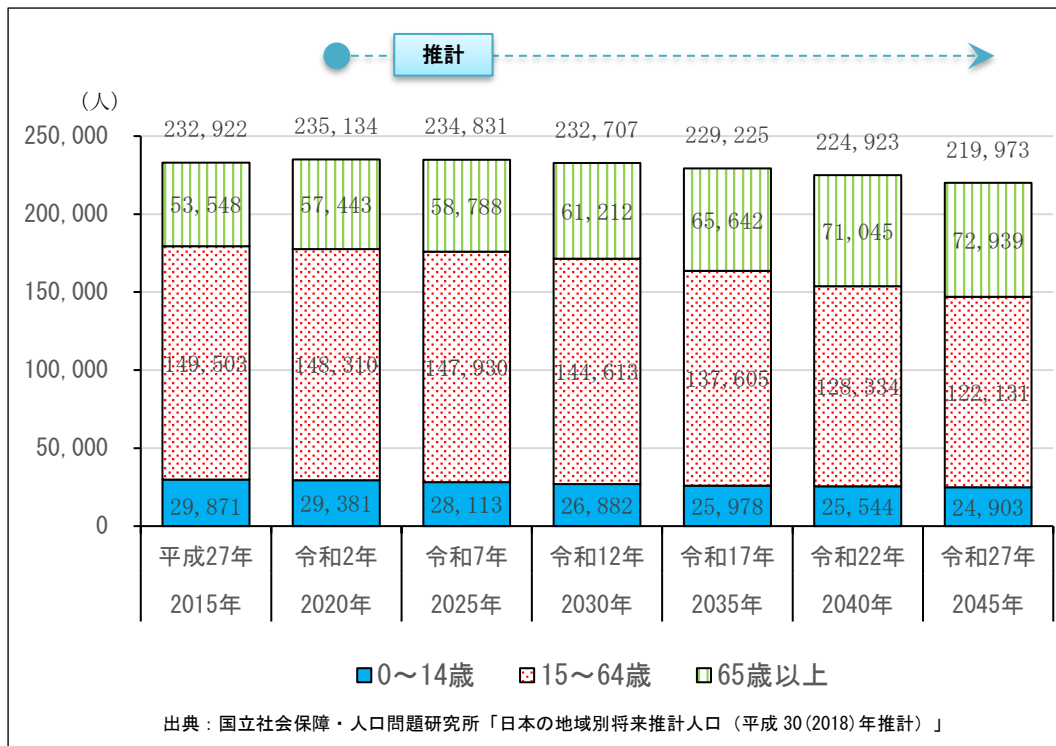
### ①総人口の推移

- ・国立社会保障・人口問題研究所が発表している長期的な人口の見通しによると、本市の総人口は、令和2年をピークに減少へと転じ、その後、減少幅が年々大きくなっています。

### ②年齢3区分人口の推移

- ・今後、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は、年々、減少していく見込みです。
- ・一方、65歳以上人口は増加を続ける見込みで、令和27年には約7万3千人となり、総人口の約33%に上ると考えられています。

表18 大和市の将来人口の推計（各年10月1日）



(2) 計画期間内(10年間)の人口の見通し

① 総人口の推移

- ・本市の人口は現在も増加傾向(令和3年10月1日現在:推計人口\*241,280人/住民基本台帳人口\*242,534人)にあり、前ページの(1)で示した国による推計を上回って推移しています。
- ・市の最上位計画である健康都市やまと総合計画前期基本計画における将来推計人口は、国の推計よりも過去の実績に近い値を示しています。このため、本計画の計画期間における本市の人口の将来的な見込については、健康都市やまと総合計画の推計(平成29年に10月1日の住民基本台帳を基礎として算出)を用います。
- ・この推計では、令和5年にピークを迎えた後に減少傾向に転じる見込みとなっており、本計画の期間中は24万人に近い人口規模を有しているものと想定しています。

表19 直近の住民基本台帳人口の実績(総人口・各月1日)

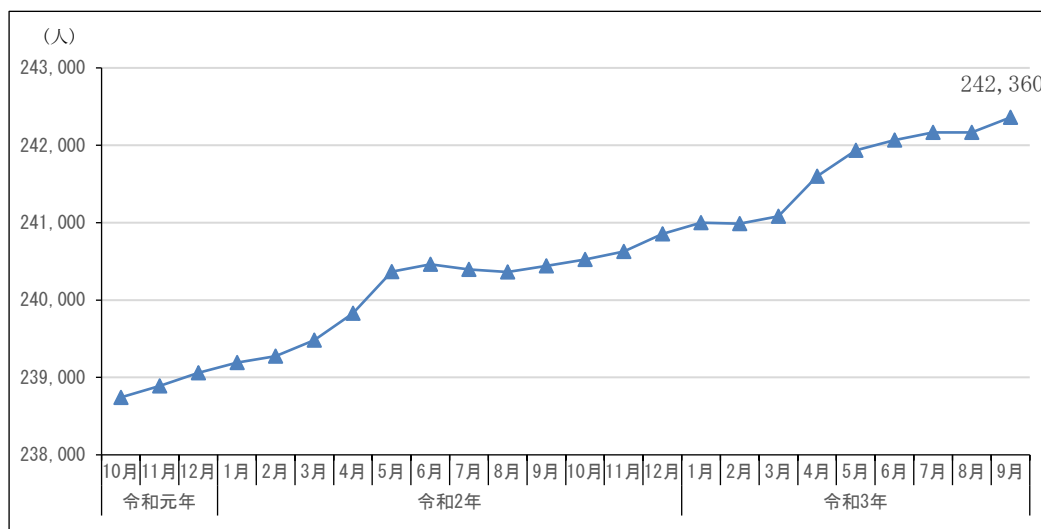
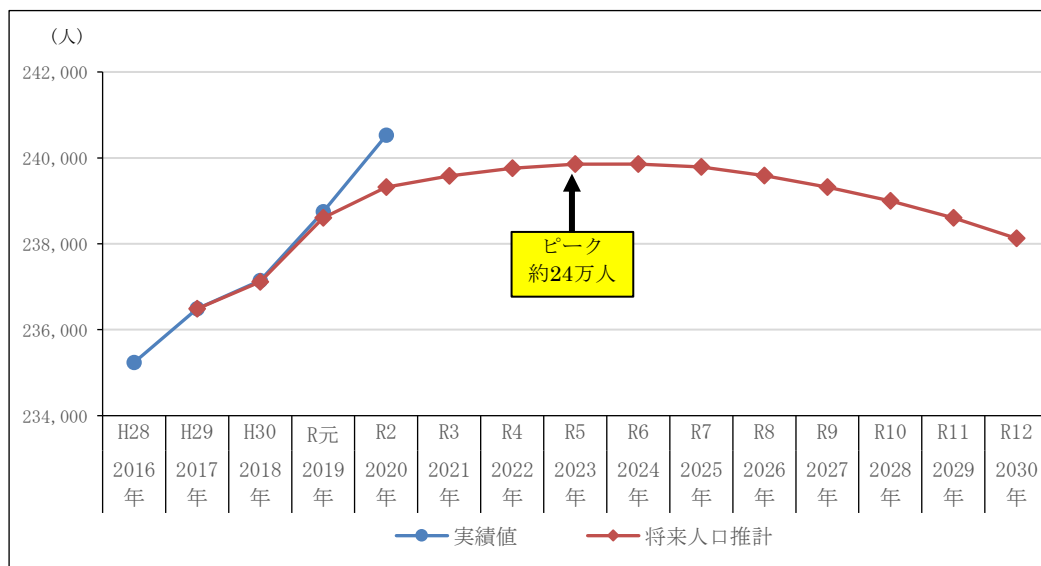


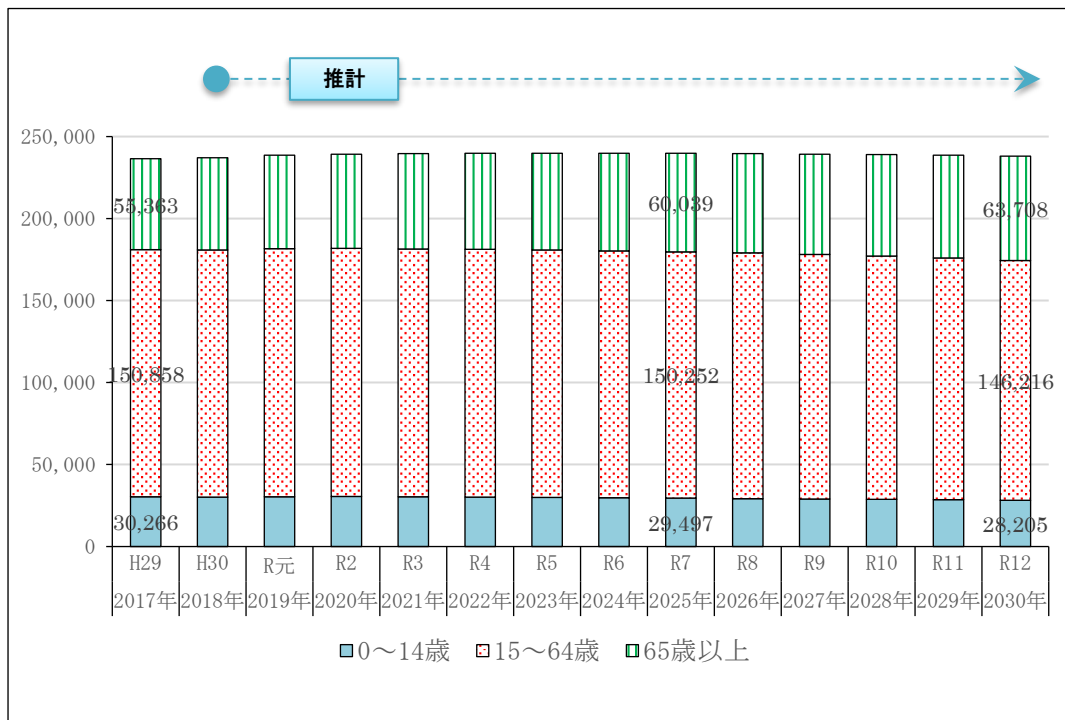
表20 健康都市やまと総合計画の将来推計人口と過去の実績(総人口・各年10月1日)



②年齢3区分人口の推移

- ・ 少子高齢化の進展により、65歳以上人口が増加を続けるのに対し、年少人口及び生産年齢人口は徐々に減少していきます。
- ・ 計画期間の最終年度（令和7年度）の65歳以上人口の割合は、約22%となる見込です。

表2-1 健康都市やまと総合計画における将来推計人口（年齢3区分）



### 3. 公共施設等の更新や維持管理等に要する中長期的な経費の見込、財政の見通し

#### (1) 施設の更新や維持管理に要する経費の見込み

- 各個別施設計画をもとに推計した、今後、施設の更新や維持管理等に要する経費の見込みは次のとおりです。

##### ① 中期的（10年）な経費の見込み

- 令和3年度から10年間に必要な経費の見込みは、施設を耐用年数経過時に単純更新する場合、総額で約1,148億円、年平均にすると約115億円となります。
- 一方で、予防保全・長寿命化等の対策により、費用の縮減や平準化を図っていく場合には、総額で約748億円、年平均にすると約75億円（普通会計※分：約48億円、公営事業会計分：約27億円）となります。
- 対策を実施していく場合は、単純更新の場合に比べ、総額で約400億円、年平均で約40億円の経費の縮減効果が見込まれます。

表2-2 中期的（10年）な経費の見込み等の一覧

(千円)

		①維持管理・修繕	②改修	③更新等	④長寿命化等の対策を実施した場合 (①+②+③の合計)	⑤耐用年数経過時に単純更新した場合	⑥長寿命化等の効果額(④-⑤)	⑦現在要している費用	財源見込み
普通会計	建築物(a)	12,262,261	25,669,424	0	37,931,685	72,216,229	▲ 34,284,544	3,707,442	一般財源 地方債 基金等
	インフラ施設(b)	1,841,230	7,552,828	803,264	10,197,322	7,255,529	2,941,793	566,997	
	計(a+b)	14,103,491	33,222,252	803,264	48,129,007	79,471,758	▲ 31,342,751	4,274,439	
公営事業 会計	建築物(c)	518,343	313,500	1,083,000	1,914,843	1,749,643	165,200	141,611	地方債等
	インフラ施設(d)	3,330,101	3,024,732	18,444,236	24,799,069	33,577,569	▲ 8,778,500	1,648,930	
	計(c+d)	3,848,444	3,338,232	19,527,236	26,713,912	35,327,212	▲ 8,613,300	1,790,541	
合計(a+b+c+d)		17,951,935	36,560,484	20,330,500	74,842,919	114,798,970	▲ 39,956,051	6,064,980 ※うち、維持管理経費は 1,740,596千円	
<p>【備考】</p> <p>建築物 : 学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。</p> <p>インフラ施設 : 道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。</p> <p>維持管理・修繕 : 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。</p> <p>改修 : 公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。</p> <p>更新等 : 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。</p> <p>※改修や更新を進める際には、国や県の補助金・交付金等の活用が見込まれるため、本市のみで経費を負担していくものではありません。また、経費の今後の見通しは、各個別施設計画で見込んだ経費等を用いて算出したものであり、将来編成する予算等と直接的に連動するものではありません。</p>									

##### ② 長期的（30年）な経費の見込み

- 本市の公共建築物は、その約7割が建設から30年以上経過しており、長期的（30年）にみると、大規模改修や更新が想定される建物が多くなってきます。このため、①の中期的な経費の見込みよりも、増大することが想定されます。



(2) 本市の財政の見通し

①歳入（普通会計）に関するこれまでの状況

- ・歳入総額（合計）は増減を繰り返しつつも、基本的には増加傾向にあり、平成26年度で700億円を超えるようになりました。
- ・大和市では人口の微増が継続していることもあり、地方税収を一定の水準で確保しています。

表2-3 普通会計における歳入の経過 (千円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般財源※	44,162,861	45,124,179	45,004,171	48,145,117	48,522,357
地方税	34,424,515	34,632,014	35,270,484	35,544,192	35,514,735
地方交付税※	1,689,318	1,725,409	1,646,247	1,335,956	1,307,232
その他一般財源	8,049,028	8,766,756	8,087,440	11,264,969	11,700,390
特定財源※	21,115,040	19,759,520	22,251,903	30,624,463	30,989,882
地方債	1,323,600	1,263,800	2,246,800	5,429,100	6,858,500
国庫支出金	12,329,374	11,250,343	12,569,638	15,904,855	15,649,368
都道府県支出金	3,782,802	3,528,997	3,724,244	4,241,785	4,560,769
その他特定財源	3,679,264	3,716,380	3,711,221	5,048,723	3,921,245
歳入合計	65,277,901	64,883,699	67,256,074	78,769,580	79,512,239

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般財源	48,111,019	48,986,782	48,699,057	49,642,547	52,048,096
地方税	36,176,770	36,040,226	36,123,474	36,521,621	36,920,159
地方交付税	1,223,745	983,168	1,138,471	1,292,998	1,216,540
その他一般財源	10,710,504	11,963,388	11,437,112	11,827,928	13,911,397
特定財源	26,652,884	26,856,383	27,907,170	28,768,151	53,782,800
地方債	3,134,600	3,549,300	4,853,300	3,688,000	3,283,900
国庫支出金	14,904,174	14,877,286	14,314,674	14,894,173	41,236,008
都道府県支出金	4,767,262	4,628,737	4,761,758	5,216,263	5,872,955
その他特定財源	3,846,848	3,801,060	3,977,438	4,969,715	3,389,937
歳入合計	74,763,903	75,843,165	76,606,227	78,410,698	105,830,896

(出典：総務省「地方財政状況調査」)

※※令和2年度は1,000億円を超えましたが、これは新型コロナウイルス対策として、国の経済対策が行われたことによる一時的なものです。

②歳出（普通会計）に関するこれまでの状況

- ・歳出については、平成 26 年度に 700 億円台となり、近年は増加傾向にあります。
- ・性質別にみると、義務的経費のうち、扶助費\*の伸びが大きくなっています。これは保育関連経費の増加などが影響しています。
- ・また、過去 10 年間に維持補修及び投資的経費\*に充てた費用の平均は、1 年あたり約 88 億円となり、公共施設等に関する経費も、歳出において一定の割合を占めていることがわかります。

表 2 4 普通会計における歳出の経過 (千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
義務的経費	34,743,409	34,727,429	34,762,013	36,515,377	37,138,263
人件費	12,571,107	12,419,768	12,019,435	12,547,472	12,040,782
扶助費	17,528,706	17,604,600	18,010,705	19,390,279	20,829,413
公債費	4,643,596	4,703,061	4,731,873	4,577,626	4,268,068
物件費	8,961,879	8,774,297	9,093,547	9,926,231	10,425,216
維持補修費	1,182,362	1,134,469	1,085,539	1,210,126	943,352
補助費等	3,838,085	4,025,522	4,000,559	4,562,319	4,336,392
投資的経費	4,743,091	4,764,092	6,956,733	14,314,422	14,203,231
積立金・投資及び出資金・貸付金	1,438,917	1,654,175	1,554,352	1,232,294	1,233,746
繰出金	7,669,542	7,700,801	7,647,506	7,673,809	8,151,622
歳出合計	62,577,285	62,780,785	65,100,249	75,434,578	76,431,822

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
義務的経費	37,826,000	38,967,646	39,243,548	41,023,233	43,916,101
人件費	11,695,647	11,695,299	11,538,663	11,672,514	12,797,347
扶助費	21,848,258	22,683,787	22,939,477	24,365,949	26,072,955
公債費	4,282,095	4,588,560	4,765,408	4,984,770	5,045,799
物件費	12,064,331	12,161,435	12,540,696	13,233,532	14,111,738
維持補修費	726,286	503,006	481,901	510,439	515,557
補助費等	4,283,956	4,641,263	4,874,144	4,654,669	30,492,577
投資的経費	7,410,651	7,378,010	8,394,890	6,221,104	5,246,728
積立金・投資及び出資金・貸付金	1,224,089	1,234,724	1,224,503	2,239,671	1,252,141
繰出金	8,198,781	8,286,103	7,621,307	8,101,338	6,587,911
歳出合計	71,734,094	73,172,187	74,380,989	75,983,986	102,122,753

(出典：総務省「地方財政状況調査」)

**③今後の見通し**

- ・過去 10 年間に維持補修費及び投資的経費\*に充てた費用の平均は 1 年あたり約 88 億円であったことに対し、中期的(10 年)な経費の見込みは年間約 48 億円となっています。予防保全、長寿命化を図ることで、中長期的には、公共施設の維持管理に係る財政的負担を軽減できると考えられます。
- ・これまで、歳入においては、その根幹をなす地方税が人口の伸びとともに年々増加してきています。しかしながら、今後も扶助費の増加などが見込まれるため、現在と同等の水準で公共施設を維持していくためには、これまでと同様に、国庫補助金等の特定財源の積極的な活用を図るなど、財源の確保に十分留意していく必要があります。

### Ⅲ. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

#### 1. 現状や課題に関する基本認識、公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### (1) 現状と課題

- ・本市も将来的に人口減少期に移行すると見込まれますが、当面は緩やかな減少となり、本計画の最終年度である令和7年まで24万人弱で推移すると見込まれます（総合計画策定時の推計）。また、国立社会保障・人口問題研究所の長期的な推計では、令和27年の時点でも、人口約22万人を有していると考えられます。
- ・しかしながら、年齢構成をみると、税負担の中心となる生産年齢人口の割合は平成27年の約64%から令和27年には約55%へ減少するのに対し、同じ期間における65歳以上の人口割合は約23%から約33%へと増加し、高齢化が一層進むことが見込まれます。
- ・本市の公共施設等の多くは、急激に人口が増加した昭和30年代から昭和50年代に整備されてきており、その多くが30年以上経過していることから、今後、施設の維持管理や更新等に係る費用が増大していくと想定されます。また一方で、少子高齢化の進展を踏まえ、施設の更新等に充てる財源の確保にも一層留意していくことが必要となります。

##### (2) 今後の方向性

- ・本計画の期間中（平成28年度～令和7年度）は、人口規模や年齢構成が大きく変わらないと見込まれるため、市民生活を支えるために必要な公共建築物の床面積やインフラ施設等のストック量については、現状を維持していくことを基本とし、経費の縮減等を図れるよう施設の維持管理、保全に関わる対応について、事後保全型から予防保全型へのシフトを加速していきます。
- ・一方、長期的な視点でみると、緩やかな人口減少が進行するとともに、総人口に占める生産年齢人口の割合の減少や、施設の更新等に必要となる経費の増大が想定されます。このため、予防保全型の取り組みを加速していくこととあわせ、施設の複合化や多機能化、集約化、施設の廃止など、公共施設等の適正化について、より踏み込んだ検討を進めていく必要性が高まっています。
- ・また、公共施設等の更新等を進めるにあたっては、平成28年度に策定した「大和市立地適正化計画<sup>\*</sup>」に定めた方針を踏まえつつ、市民ニーズへの対応をはじめ、効率的かつ効果的な施設の運営、整備を図る観点から、PPP<sup>\*</sup>やPFI<sup>\*</sup>をはじめとする民間事業者の活用についても併せて検討を行います。

※ 巻末・用語解説参照

### (3) 公共施設等の管理に係る方針

#### ①点検・診断

- ・公共施設等を適正に維持管理・更新していくためには、各施設の状況を把握することが重要であることから、必要な点検等を適切に実施していきます。
- ・また、点検・診断等のデータを蓄積し、長寿命化対策等に活用していきます。

#### ②維持管理・修繕・更新等

- ・将来的な維持管理・修繕コストの削減、平準化に向け、点検・診断等の結果を踏まえながら、予防的な修繕等について検討し、実施に努めていきます。
- ・施設の更新を行う際には、規模の適正化をはじめ、機能の複合化、集約化、PPP/PFIの活用等、将来的な維持管理コストも考慮しながら幅広く可能性を検討します。

#### ③安全確保

- ・点検・診断等により危険な箇所が確認された場合には、優先的に修繕を実施し、施設利用者の安全確保に努めます。

#### ④耐震化

- ・公共建築物については、令和3年4月時点で、すべての施設が新耐震基準を満たしている状況です。今後も法改正などを注視していきます。
- ・インフラ施設については、設備の更新等にあわせて、順次、必要な耐震改修を実施してきます。

#### ⑤長寿命化

- ・各施設において、個別に長寿命化の計画を策定したうえで、取り組みを推進していきます。

#### ⑥ユニバーサルデザイン化

- ・市民が利用する公共施設等においては、改修や更新等の際に、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別等に関わらず、だれもが利用しやすい施設となるよう努めていきます。

#### ⑦統合・廃止

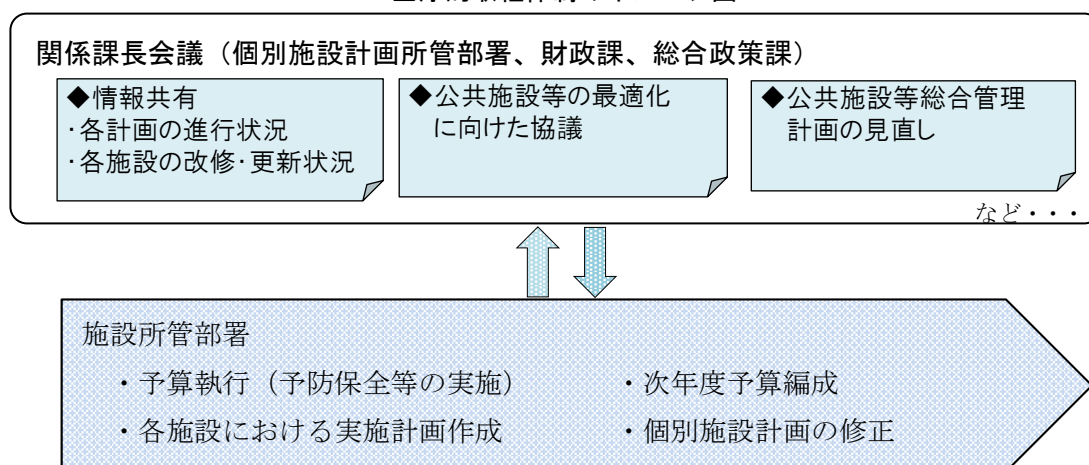
- ・施設の大規模改修や更新等を具体的に検討する際には、少子高齢化や人口減少に伴う施設の利用状況、利用形態の変化を踏まえ、施設の統合や廃止等についても検討していきます。

## 2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策、フォローアップの実施方針

### (1) 推進体制

- ・今後一層進む少子高齢化や、将来的な人口減少を踏まえると、これからの行財政運営はさらに厳しいものになると想定されます。限りある資産を最大限有効かつ、効率的に活用するには、市が保有する施設を包括的に捉えたうえで、対応を図ることが必要です。
- ・このため、個別施設計画を所管する関係課及び財政課、総合政策課で構成する会議を設置し、各計画の進行状況や改修・更新等の情報共有を図りつつ、必要に応じて、公共施設等の最適化に向けた協議を行います。
- ・毎年、各個別計画の進捗状況等を確認するとともに、おおむね5年を目安に、本計画の見直しについても検討していきます。

全庁的取組体制のイメージ図



### (2) 地方公会計の活用

- ・市では、平成27年1月に総務省が示した地方公会計制度における「統一的な基準<sup>※</sup>」による財務書類の作成に向け、市が所有する固定資産の所得価額や耐用年数等のデータを網羅的に収録した「固定資産台帳<sup>※</sup>」を令和元年度に整備しました。
- ・今後は、固定資産台帳を基に算出する有形固定資産減価償却率等について、関係課で情報共有を行うとともに、保有施設の老朽化の傾向分析等に活用していきます。

### (3) その他

- ・今後の少子高齢化の進展等の状況次第では、公共施設を維持するのが困難になることも考えられます。この問題を各職員が理解し、危機意識を持ったうえで業務にあたるのが必須の時代になっているため、施設等の所管部署以外に対しても情報提供や研修を実施するなど周知徹底を図っていきます。

※ 巻末・用語解説参照

## Ⅳ. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 1. 公共建築物に関する基本的な方針

#### (1) 現況

- ・現在、市が保有する施設は、その半数以上が小中学校をはじめとする教育施設となっています。また、全体の約7割が築30年以上で、そのうちの3分の1が築45年以上と建築物の老朽化が進んでいる状況です。

#### (2) 現在の対応状況

- ・「大和市公共施設保全計画※」を平成30年度に改定しました。建築物の長寿命化を目指すため、「定期的な施設点検」、「耐用年数の延長」、「保全費用の縮減」、「事後保全から予防保全へのシフト」を実施しながら、適正な維持管理と計画的な保全を行っています。

#### (3) 点検・診断の実施方針

- ・定期的な施設点検の実施や点検結果のデータ蓄積、施設の劣化状況の段階評価等により、施設の不具合箇所の早期発見や劣化状況を客観的に比較・分析し、その結果を保全計画に反映していきます。
- ・施設点検の技術向上と効率化を図るため、市で作成した「施設点検チェックシート」や「不具合調査シート」を用いながら、施設所管課と保全計画所管課との協力体制を構築していきます。

#### (4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・中・長期的な視点で改修工事の具体的な内容や実施時期を精査し、事業費の縮減を図ります。
- ・本市の公共建築物は、特定の時期に集中的に整備されたため、大規模改修や建替等の実施が同時期に集中してしまうことから、優先度を設けて保全時期を調整し、保全コストの平準化を図ります。
- ・計画の実効性を確保するため、営繕部門と企画、財政部門との連携を図ります。

#### (5) 安全確保の実施方針

- ・不具合等が発生する前段階で適切な予防保全を計画的に実施し、建築物の安全性や機器等の性能を維持すると共に、劣化の進行を遅らせ、安全により長く建築物を使用できるように努めます。

#### (6) 耐震化の実施方針

- ・令和3年4月時点、全ての公共建築物について、耐震化(Is値\*0.6以上の確保)への対応が終了しています。

※ 巻末・用語解説参照



### (7) 長寿命化の実施方針

- ・建築物の耐用年数を従来の 50 年から 60 年に設定し、大規模改修や中規模改修を計画的に実施することにより、建築物の適正で安全な状態を維持し、さらに 10～20 年の長寿命化を目指します。

### (8) ユニバーサルデザイン化

- ・大規模改修や建替等を行う際には、エレベーターの設置やトイレの改修など、ユニバーサルデザインの考えに基づいた整備に努め、誰もが使いやすい施設を目指します。

### (9) 施設の統合や廃止の推進方針

- ・統合や廃止に関する今後の推進方針については、将来的な人口動向や社会状況を考慮し、利用形態等を踏まえながら最適な整備のあり方を検討していきます。

## 2. 道路に関する基本的な方針（橋りょうを除く）

### (1) 現況

- ・本市が管理する認定道路は約 560km あり、その 9 割近くが舗装されています。照明灯などの道路附属物<sup>\*</sup>や大型カルバート、擁壁などの道路構造物も多数あり、ともに設置から 10 年以上の年数が経過している施設が多いため、今後は老朽化による修繕や更新が必要となります。
- ・事後保全型が中心となっていたこれまでの維持管理が続けば、将来的に施設の更新の必要性が高まるなど、維持管理コストが増大することが想定されます。
- ・今後は、維持管理コストの平準化、低減を図り、持続可能な維持修繕サイクルを構築する観点から、予防保全型の維持管理に移行していくことが求められています。
- ・県内の高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道全ての道路管理者が相互に連絡調整を行い、道路施設の老朽化対策に取り組むことを目的とした、「神奈川県道路メンテナンス会議<sup>\*</sup>」が平成 26 年度に設立され、本市も連携して取組を進めています。

### (2) 現在の対応状況

- ・幅員 4m 以上の市管理道路については、路面性状調査<sup>\*</sup>等の結果を踏まえ、平成 26 年度に「大和市舗装修繕計画」（令和 2 年度改正）を策定しました。
- ・また、道路附属物や道路構造物についても、耐用年数や過去の修繕履歴などをもとに、修繕計画を令和元年度に策定しました。



**(3) 点検・診断の実施方針**

- ・大和市管理道路約 560km について、日常点検としてパトロールを実施しています。
- ・幅員 4m 以上の市管理道路や、大型カルバート等については、5 箇年ごとに定期的な点検・診断を実施することにより、施設の健全性を確認します。
- ・災害発生時には、緊急輸送道路<sup>\*</sup>を補完する道路や重要な道路施設について、優先的に緊急点検を実施し、安全性を確認します。

**(4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針**

- ・舗装修繕計画に基づき、予防保全型の維持管理を順次取り入れながら、維持管理コストの平準化と低減を図り、持続可能な維持修繕サイクルを確立します。
- ・また、道路附属物や道路構造物についても、修繕計画に基づき、適切な維持管理を行っていきます。

**(5) 安全確保の実施方針**

- ・舗装修繕計画に基づき修繕を進めることにより道路の安全を確保するとともに、日常的なパトロールによる目視点検の中で、危険箇所の応急修繕を実施していくほか、緊急輸送道路を補完する道路については、路面下空洞調査<sup>\*</sup>等を行っていきます。

**(6) 耐震化の実施方針**

- ・大型の擁壁や横断歩道橋などは、倒壊等により市民の安全はもちろん、交通機能に支障をきたすこととなるため、こうした道路構造物等については、適切な修繕計画の実施により耐震性を確保していきます。

**(7) 長寿命化の実施方針**

- ・道路施設の点検を定期的実施することにより、施設の健全性を把握します。
- ・また、予防保全型の維持管理を取り入れて機能保全を図り、施設の長寿命化を進めます。

**(8) ユニバーサルデザイン化の実施方針**

- ・歩道については、誰もが歩きやすくなるよう、拡幅や段差の解消など、適宜、取り組んでいきます。

**(9) 施設の統合や廃止の推進方針**

- ・当面、本市の人口規模は現行の水準が継続すると想定されるため、市民の快適な移動、交通混雑の緩和に向け、ラダーパターン<sup>\*</sup>を構成する主要な幹線道路の整備等を行うことで、都市間交通の円滑化を図るとともに、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。このため、積極的に廃止を行う状況にはありません。

- ・道路附属物については、施設配置を含めた修繕計画を策定し、不要物件の廃止を検討します。

### 3. 橋りょうに関する基本的な方針

#### (1) 現況

- ・本市が管理する橋りょうは 89 橋です。
- ・当該橋りょうは、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて建設されたものが多く、随所に不具合が見受けられる状況となっています。
- ・今後は老朽化がさらに進み、橋りょう本体の大規模な修繕や架け替えが必要になる時期を一斉に迎えることが予想されるため、より計画的に橋りょうを維持していくための取組が不可欠となっています。
- ・このことから、平成 24 年度に「大和市橋りょう長寿命化修繕計画」（令和元年度改正）を策定し、計画的な修繕を実施していますが、今後も道路法に基づく近接目視点検を進めながら、計画的な維持・修繕を行っていく必要があります。
- ・また、耐震化についても、橋りょう長寿命化修繕計画と整合を図りながら計画的に実施していく必要があります。
- ・平成 26 年度に、県内の高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道全ての道路管理者が相互に連絡調整を行い、道路施設の老朽化対策に取り組むことを目的とした「神奈川県道路メンテナンス会議」が設立され、本市も連携して取組を進めています。

#### (2) 現在の対応状況

- ・構造的な欠陥の発生後に改修するこれまでの事後保全型の維持管理から、定期的な点検を行い、橋の構造的な欠損が発生する前に補修する予防保全型の維持管理の考え方を取り入れた橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、対応を進めています。

#### (3) 点検・診断の実施方針

- ・橋りょうの定期的な点検及びその結果を反映した計画の見直しを PDCA サイクルに基づき実施します。
- ・なお、道路橋については法令に基づき、平成 28 年度から 3 箇年かけて、近接目視等による健全度調査を行い、平成 31 年以降は 5 年に 1 回、定期的を実施していきます。

#### (4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・橋りょう長寿命化修繕計画に基づく維持修繕を実施し、維持管理コストの低減、平準化を図るとともに、持続可能な維持修繕サイクルを構築します。

**(5) 安全確保の実施方針**

- ・ 予防保全型の維持管理に加え、日常点検や近接目視点検などによって、緊急に補修する必要がある損傷が判明した橋りょうについては、必要な補修作業を即時実施し、安全確保を図ります。

**(6) 耐震化の実施方針**

- ・ 耐震化を必要とする橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画による修繕に合わせて実施していきます。

**(7) 長寿命化の実施方針**

- ・ 橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、橋りょうの損傷が進む前に補修する予防保全型の維持管理へ順次移行します。
- ・ 橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、予防保全型の修繕を実施することで、同一年度による大規模補修工事や架け替えの集中を減らし、効率的に長寿命化を進め、維持管理コストの平準化・低減を図ります。

**(8) 統合や廃止の推進方針**

- ・ 近傍に車道橋と人道橋が架設されている橋りょうの更新にあたっては、可能な限り歩車道橋として再整備します。また、利用者が少ないなど、有用性が低いと考えられる橋りょうについては、その必要性に関し検討を行っていきます。

**4. 下水道に関する基本的な方針****(1) 現況**

- ・ 本市が管理する下水道施設として、約 700km の管きよ、3 箇所浄化センター（1 箇所の浄化センター分場を含む）、24 箇所のポンプ場があります。
- ・ 管きよについては、昭和 29（1954）年から整備を開始し、市街化区域内の污水管<sup>\*</sup>の整備はおおむね完了しています。
- ・ 浄化センターについては、中部浄化センターが昭和 44 年に、北部浄化センターが昭和 63 年に供用開始され、改築更新を経て現在も稼働しています。
- ・ 低地から高地へ下水を圧送する必要がある地域において、管きよ整備とともに設置された中部浄化センター分場については、平成 3 年に供用開始され、設備更新を経て現在も稼働しています。
- ・ 下水道施設建設のピークが昭和 50 年から平成初頭であったことから、老朽化が進んだ施設が増加しており、これまでの事後保全型の維持管理では、将来的な維持管理コストの増大が見込まれるほか、管きよの老朽化は占用している道路の安全性への影響も懸念されます。

- ・ 今後は、維持管理コストの平準化・低減を図り、持続可能な維持修繕サイクルを構築する予防保全型の維持管理に移行することが求められています。
- ・ 令和2年度末現在、汚水管の人口普及率は95.5%、雨水管\*の面整備率は70.0%となっており、特に汚水管については、災害等による事故発生時に市民生活に与える影響が大きいと想定されるため、持続可能な維持管理体制を整える必要があります。

## (2) 現在の対応状況

- ・ 管きよについては、老朽化に伴い修繕の必要性が高まっている地域について、管路の調査を行い、発見した損傷箇所の補修を順次行っています。
- ・ ポンプ場に関しては、常時安定的稼働が要求され、故障時等には早急な対応が求められることから、365日体制による機器保守点検整備を業務委託しています。
- ・ 管きよ及びポンプ場については、計画的な維持修繕体制の確立に向けて、ストックマネジメント計画\*及び総合地震対策計画の策定を進めています。
- ・ 浄化センターについては、現在、施設の健全度調査を基本としたストックマネジメント計画を策定し、計画的な施設保全に着手しています。

## (3) 点検・診断の実施方針

- ・ 管きよについては、破損による周辺への影響を勘案し、優先度の高い地域から順次点検するとともに、診断を行ったうえで、健全度・緊急度の評価をもとに、対策の必要性を検討していきます。
- ・ ポンプ場については、機器保守点検整備について、より効率化が図れるよう、委託内容の精査・改善を行います。
- ・ 浄化センターについては、おおむね5年ごとに老朽化が進んだ施設を中心に、維持管理状況や修繕実績を整理し、施設健全度の診断と将来の劣化予測を行います。

## (4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 下水道事業の管理施設について、維持管理コストの平準化による持続可能な維持修繕サイクルの構築を目指し、予防保全を取り入れた維持管理に向け、計画策定を検討します。

## (5) 安全確保の実施方針

- ・ 管きよについては、計画的、効果的に修繕・更新を進め、管路老朽化に伴う破損防止に努めることで、管路破損による道路陥没事故を未然に防止します。
- ・ 浄化センターについては、予防保全型の維持管理等による長寿命化対策により、処理施設の機能停止による未処理下水の流出を防止し、安定した処理水質を確保します。

- ・中部浄化センター分場やポンプ場では、ICT を活用した定常的な監視を行い、機能停止による使用制限や未処理下水の流出を防止します。

#### (6) 耐震化の実施方針

- ・管きょについては、緊急輸送道路、軌道下、河川横断箇所などと交差する箇所や、機能確保の重要性が高い防災拠点施設や避難所等からの管路を優先に、必要に応じて耐震化を図ります。
- ・ポンプ場については、機能停止による使用制限を防ぐため、耐震化を図っていきます。
- ・また、浄化センターでは、地震による被災後にあっても最低限の下水道機能を確保するため、施設の重要度・危険度に応じ、ストックマネジメント計画との整合を考慮しながら段階的に耐震化を図ります。

#### (7) 長寿命化（ストックマネジメント）の実施方針

- ・管きょについては、緊急輸送道路を補完する道路や幹線道路における老朽化した幹線管きょ及び合流地区<sup>\*</sup>に敷設されている管きょを中心に管路調査、診断を実施し、劣化度と重要度をもとに対策優先度の評価を行ったうえで、ストックマネジメント計画を策定していきます。
- ・ポンプ場については、ストックマネジメント計画を策定して老朽化が進んでいる施設について、機器の更新を進めていきます。
- ・浄化センターについては、老朽化が進んだ施設を中心に、維持管理状況や修繕実績を整理し、施設健全度の診断と将来の劣化予測を行い、ストックマネジメント計画を更新していきます。

#### (8) 統合や廃止の推進方針

- ・本市では、宅地利用の急激な縮小が見込まれないことから、当分の間、下水道施設の統合や廃止は生じないものと考えています。このため、現状の施設は維持していく必要がありますが、改築更新にあたっては積極的に設備能力の見直しを行います。

## 5. 準用河川に関する基本的な方針

### (1) 現況

- ・市内には、二本の河川が流れており、市の東側を流れる境川は東京都及び神奈川県が二級河川として管理を行っています。西側を流れる引地川は、上流部約 4.5km が大和市の管理する準用河川で、下流部は神奈川県が管理する二級河川となっています。
- ・都市化が進んだ地域では雨水の地中への浸透が阻害されるため、台風やゲリラ豪雨などによって周辺を流れる河川に流下能力を上回る雨水が流入しやすく、本市においても、流出抑制に努めていますが、浸水被害等が発生しており、総合的な治水対策の一つとして、河川の整備や適切な維持管理が必要となっています。
- ・境川と引地川の二級河川部分については、神奈川県が河道の拡幅など、計画流下能力を確保するための河川改修を進めています。本市においても、県が行う引地川下流部（二級河川部分）の工事の進捗に応じて、準用河川部分についての河川改修を進め、氾濫等の防止、被害の抑制を図りつつ、河川構造物の適切な維持管理に努めています。

### (2) 現在の対応状況

- ・急激な市街化を背景とした浸水被害の解消に向け、河川下流部への流出を抑制するため、昭和 57 年に上草柳調整池を整備しました。その後、神奈川県が管理する下流の二級河川の計画流下能力を確保するために必要な河川改修を進めています。
- ・しかしながら、護岸等の老朽化が進んでおり、破損等による周辺への影響が懸念されています。
- ・このため、計画的な修繕、補修による老朽化対策を進めていく必要があります。

### (3) 点検・診断の実施方針

- ・日常点検としてパトロールを実施するとともに、定期点検を実施し、異常箇所の早期発見に努めます。

### (4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・定期点検による点検評価により策定した維持管理計画に基づき、修繕・更新を進めていきます。

### (5) 安全確保の実施方針

- ・日常点検としてパトロールを実施し施設の健全性を確認します。また、災害発生時には、緊急点検を実施します。



**(6) 耐震化の実施方針**

- ・未改修箇所については、流下能力の増強を図る改修の際に、耐震性についても併せて検証し、対策を講じます。

**(7) 長寿命化の実施方針**

- ・定期点検により施設の健全性を把握し、維持管理を計画的に行うことで、上草柳調整池等の設備の長寿命化を図り、河川の機能を確保していきます。

**(8) 統合や廃止の推進方針**

- ・河川において統合や廃止という概念はありませんが、準用河川引地川については、神奈川県が管理する下流の二級河川と整合を図りながら、当面降雨強度\*22mm/hr 対応の断面で護岸改修を行い、将来的には矢板護岸\*方式により、降雨強度47mm/hr に対応できる護岸改修を実施していく予定です。

**6. 公園に関する基本的な方針****(1) 現況**

- ・本市の都市公園は、現在 244 箇所、約 81.89ha であり、市民一人当たりの都市公園面積は、約 3.42 m<sup>2</sup>/人となっています。
- ・公園は、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層が利用する施設であることから、誰もが安全で快適に利用できる公園の整備、管理を行っています。
- ・また、市では、良好な公園環境を維持するため、公園遊具の適正管理や近年の健康志向の高まりに加え、高齢社会への対応の一つとして、健康遊具の設置を積極的に進めています。なお、整備後、20～30 年が経過している公園も多く、遊具をはじめとして施設が老朽化していることから、安全点検を充実させ、計画的に施設の修繕、改修等を行っています。

**(2) 現在の対応状況**

- ・遊具等の老朽化に伴い、日常的な点検及び定期的な点検を実施するとともに、「大和市公園施設長寿命化計画」を平成 26 年 7 月に策定し対応を進めています。

**(3) 点検・診断の実施方針**

- ・遊具に起因する事故の発生を未然に防ぐことや、劣化状況を把握するために日常的に公園をパトロールし、点検を行うこととしていきます。また、国土交通省策定の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」などに基づきながら毎年定期点検を実施しており、現在は 4 年以内を 1 サイクルとして市内全ての公園の遊具精密点検を実施することとしています。

**(4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針**

- ・定期的な公園遊具点検の結果から、4段階の判定レベルで上位3段階を維持することを目標とし、下位2段階の評価となったものは補修して延命化を図るとともに、状況によっては使用停止や撤去、更新を行います。

**(5) 安全確保の実施方針**

- ・点検により損傷が判明した遊具については、塗装の塗り替えや部分的な補修のほか、損傷箇所が広範にわたるなど、部分的な補修だけでは対応が困難な場合は全体での交換を実施し、安全確保を図ります。

**(6) 耐震化の実施方針**

- ・公園内の建築物については、令和3年4月時点で、すべての施設が新耐震基準を満たしている状況です。今後も法改正などを注視していきます。

**(7) 長寿命化の実施方針**

- ・遊具等の劣化が進んでから対処してきたこれまでの事後保全型の維持管理から、定期的な点検に基づき遊具の損傷がひどくなる前に補修する予防保全型の維持管理へ移行します。予防保全型によって対応していく方針をまとめた「大和市公園施設長寿命化計画」に基づく取組を進めることにより、維持管理コストの平準化や低減を図ります。

**(8) ユニバーサルデザイン化の実施方針**

- ・公園は市民のレクリエーションの場となるだけでなく、健康増進や自然とのふれあいのほか、災害時には避難地となる等、多様な役割を担っていることから、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「都市公園移動等円滑化基準」で求められている整備だけではなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考えに基づいた施設の整備及び維持管理に取り組んでいきます。

**(9) 統合や廃止の推進方針**

- ・今後、予測される人口減少は緩やかなものであり、当面の間、現状の利用は継続されるものと想定されます。また、一人当たりの都市公園面積について、本市は都市化が進んでいることもあり、県内各市と比較すると少ない状況を踏まえると、今後も、都市公園面積の充実を図る必要性は高く、統合や廃止の検討を行う状況にはありません。



### ア行

#### Is 値

国土交通省の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、構造耐震指標とされているもの。

#### 一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、市町村においては、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算したもので、使途が特定されていない財源。

#### インフラ長寿命化基本計画

国が、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識を踏まえて、平成 25 年 11 月に策定した計画。

#### 雨水管

公共下水道において、雨水、雪解け水などの自然現象に起因する水を集めて河川など放流先まで導くための管。雨水と汚水を別々の下水管で集める分流式の地区（⇔合流地区参照）に敷設している。

#### 污水管

公共下水道において、生活排水、工場排水など生活活動により生じた排水を集めて下水処理場まで導くための管。雨水と汚水を別々の下水管で集める分流式の地区に敷設している。

### カ行

#### 神奈川県道路メンテナンス会議

国及び県が、神奈川県内の道路管理を効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整することにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的として、平成 26 年 6 月 9 日に設立したもの。

#### 緊急輸送道路

地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定している路線。指定された路線については、自然災害への安全度を高めるため、道路施設の防災対策が優先して進められる。

#### 降雨強度 (mm/hr)

瞬間的な降雨の強さを指し、「現在降っている雨がこのままの強度で降り続いた場合、1 時間当たり何ミリの雨量に相当するか」(mm/hr) で表している。

**公共施設保全計画**

公共建築物の劣化状況や維持管理の現状を把握し、長寿命化を軸とする中長期的な視点に立った保全を行うため、平成30年度に新たに策定したもの

**合流地区**

雨水と汚水を一つの下水管で集める合流式により下水道を整備している地区。この地区には、合流管を敷設している。

**固定資産台帳**

固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの。

**サ行****住民基本台帳人口**

住民登録者数を累計した人口。住民登録を残したまま海外に居住したり、進学や就職等で住民票を移さずに移動したりしているケースがあるため、推計人口と差異が生じる。

**将来推計人口**

推計人口や住民基本台帳人口、国勢調査結果等をもとに、出生の状況や生残率、転出入の傾向などを加味して予測する将来の人口。

**推計人口**

国勢調査の値をベースに、住民票を作成、又は削除した数値を加減して求めた人口。

**ストックマネジメント計画**（※本計画では下水道事業のストックマネジメント計画についてのみ記載）

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的に策定する長寿命化計画。

**タ行****地方交付税**

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

### 統一的な基準

地方公会計において、発生主義・複式簿記の導入と固定資産台帳の整備を前提とし、比較可能性の確保の観点から、全ての地方公共団体を対象とした統一的な財務書類の作成基準が示されているもので、現行の官庁会計（現金主義・単式簿記）の補完として国が求めているもの。

### 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

### 道路構造物

道路を建築するために構築する構造物及びそれらに付帯する構造物であり、市が管理するものとしては、大型カルバートや擁壁、法面などがある。

### 道路附属物

道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保、その他道路の管理上必要な施設又は工作物であり、市が管理するものとしては、道路照明灯や道路標識柱、横断歩道橋などがある。

### 特定財源

歳入において一般財源と対照的に用いられ、国庫支出金や都道府県支出金など使途が特定されている財源を指す。

### 都市公園

公共の福祉の増進に資することを目的として、都市公園法に基づき設置された公園で、総合公園、近隣公園、街区公園などがある。

## 八行

### 扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

### P F I (Private Finance Initiative)

公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等について民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に公共サービスを提供する事業手法のことで、PPPの一類型。

### P P P (Public Private Partnership)

公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る手法のこと。

### 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。

### ヤ行

#### 矢板護岸

川幅の狭い場所において鋼製の矢板を使用し垂直な護岸を設置する護岸形式。

### ラ行

#### ラダーパターン

はしご状に見える道路の形状を言い表したもの。本市では、小田急江ノ島線を挟んで南北軸に通っている2本の幹線道路とその幹線道路を東西に連結している幹線道路がラダーパターンを形成している。

#### 立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられるもの。都市計画マスタープランの高度化版。

#### 路面下空洞調査

路面下に空洞がないか調査し、道路陥没の恐れがある箇所を把握するもの。該当箇所は計画的な修繕に先立ち、詳細調査を行う。

#### 路面性状調査

舗装のひび割れ、わだち掘れ、平坦性を調査し、MC I (Maintenance Control Index) と呼ばれる指標に数値化することで、舗装の現状を把握する調査。





健康都市 やまと

## 大和市公共施設等総合管理計画

大和市政策部総合政策課

〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号

TEL:046-263-1111 (代表)

H P:<http://www.city.yamato.lg.jp>